

2010/10/19

本日の専門家委員会は、申し訳ございませんが、都合がつかず、欠席いたしますので、所得税に関する意見を以下の通り述べさせていただきます。

翁 百合

- 個人所得税については、所得再分配機能が大きく低下しており、また国民生活の実態の変化にも合わなくなっている点も多くなっていることから、できるだけ早く改革に踏み出すことが望ましい。
- 方向としては、まず、高額所得者に必要以上に有利になっている所得控除を縮小することが必要。さらに、税率構造の見直しについても、税率の緩和によって実現している現在の所得の分布状況をきめ細かく分析し、消費税の今後の改革や社会保障給付などを勘案しながら速やかに進める必要がある。
- 給与所得については、「勤務費用の概算控除」の性格をより明確にしていくことが必要。「他の所得との負担調整」という性格（いわゆるクロヨン問題）については、近年就業の雇用化が進み、給与所得者が 87%まで上昇している（説明資料）ことをみると、徐々に薄れつつあるといえる。したがって、給与所得控除については、上限を設けるべきであると考え。ただし、今後、事業者に対する所得を納税者番号制度の導入など納税環境を整備して、より厳格に捕捉するといった対応をとっていく必要がある。また、雇用形態が流動化・退職金の支給形態が多様化している中で、短期の在職に対する退職金については、2分の1課税を見直す必要がある。
- 成年扶養控除については、説明資料の図表をみる限り、少なくとも 20代～30代を扶養している所得の高い人に対しては、扶養控除は廃止する必要があると考える。
- 配偶者控除については、今後のわが国の長期的な労働力人口の減少を踏まえれば、少なくとも配偶者の就労に対して中立的な税制とする方向で見直しを行うべきであると考え。

以上